

| No | 地名地番 | 地目 | | 面積 (㎡) | 除外後の用途 | 除外の理由 | | 根拠法令 |
|----|---------------|----|----|--------|-----------------------|-------------------------|---|------------|
| | | 台帳 | 現況 | | | 除外の要件 | 該当理由 | |
| 1 | ・大字中島字鶴畑164番2 | 畑 | 畑 | 135.00 | 住宅敷地の拡張 (駐車場用地として) | 非代替性 (第1号) | 自家用駐車場が不足しているため、住宅敷地を拡張するものであり、非代替性を満たすと判断する。 | 法第13条第2項該当 |
| | | | | | | 地域計画の 達成支障 (第2号) | 令和7年11月20日付けで地域計画から除外しており、地域計画達成への支障は軽微と判断する。 | |
| | | | | | | 土地利用への 支障軽微 (第3号) | 除外しようとする農地は集落の縁辺部に接続し、既存施設との一体化が見込めるため、支障は軽微と判断する。 | |
| | | | | | | 利用集積への 支障軽微 (第4号) | 農用地利用集積等促進計画に該当していないため、支障を及ぼすおそれはないと判断する。 | |
| | | | | | | 施設機能への 支障軽微 (第5号) | ため池、排水、灌水施設等は存在しない。また、農業用排水路への土砂等の流入による水質汚濁は一切ないため、周辺農地への支障を及ぼすおそれはないと判断する。 | |
| | | | | | | 土地改良事業の 状況 (第6号) | 同号に基づき規定される土地改良事業等の実施から8年経過した土地である。 | |